愛荘町の環境

（環境の状況に関する年次報告書）

令和 5 年（2023 年）3 月

愛荘町

◎　はじめに

このたび、令和3年度の愛荘町の環境保全の取組についてまとめた「愛荘町環境年次報告書」を作成しました。

近年、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊など様々な問題が生じてきています。

地球温暖化を防止しようとする行動が世界規模で行われる昨今、本町においては「愛荘町環境基本条例」を制定するとともに町の環境保全を総合的、計画的に推進するための「第2次愛荘町環境基本計画」を平成31年（2019年）3月に策定し、町・町民・事業者・観光客等の協働により一層の推進を図りたいと考えています。

愛荘町では、環境基本計画の中で「人と自然　やすらぎおぼえる　愛荘町」を環境像に掲げて取組んでいます。

そこで、この年次報告書では基本計画の理念に基づく基本施策の取組みについて点検・評価をしてまとめるものであります。

－もくじ－

1. 愛荘町の地勢 ・位置 …… 1
・人口の変化
・土地利用の状況 …… 2

2. 環境行政の枠組み …… 3

3. 環境目標と環境保全施策の取組み状況 …… 6
(1) 人づくり …… 6
(2) 生活環境 …… 8
(3) 循環型社会 …… 15
(4) 地域環境資源 …… 18
(5) 流域環境 …… 21
(6) 地球環境 …… 26

4. 環境保全関係に係る取り組み …… 27

5. 計画の推進方策 …… 28

1.　愛荘町の地勢

・　位置

　愛荘町は滋賀県の中央部に位置し、東西約 13.0 ㎞、南北約 6.9 ㎞、総面積は 37.97 ㎢で滋賀県全体の約 1%を占めています。

　町東部の山際には国道 307 号と名神高速道路が、西部に広がる湖東平野には中山道と国道 8 号、近江鉄道、東海道新幹線がそれぞれ南北に縦断しており、交通の要所地でもあります。

　中央地域である旧中山道沿線、国道 8 号線、愛知川庁舎周辺に商業地や住宅地が形成され、周辺は農地等に利用されています。

　愛荘町の標高は、最も高い東部で約 700m、低い北西部で 95m であり、鈴鹿山麓から西に広がる洪積丘陵と扇状地が湖東平野の一部を形成しており、南には一級河川愛知川が、中央部には一級河川宇曽川や岩倉川が流れています。

・　人口の変化

　本町の人口および世帯数は、令和 3 年 4 月 1 日現在で 21,378 人、8,270 世帯です。

　人口、世帯数は増加しており、平成 24 年以降の 10 年間で人口は約 1.02 倍、世帯数は 1.16 倍になっています。

　人口、世帯数とも増加率は、滋賀県全体の増加率より高くなっています。

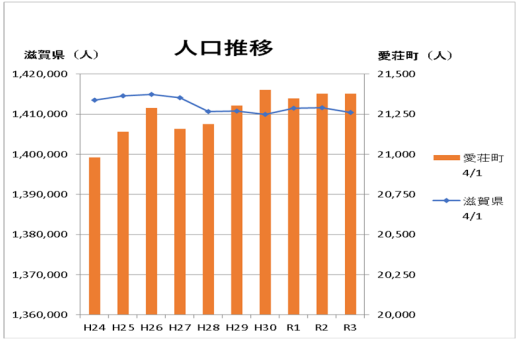

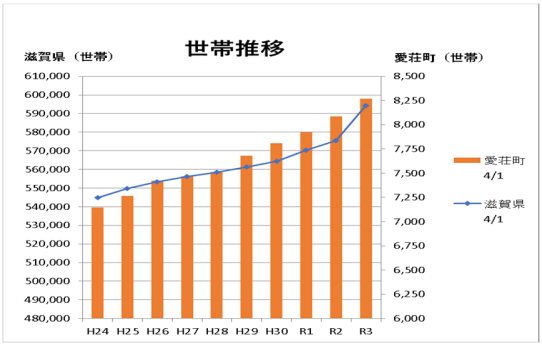

人口推移表　（人）

	滋賀県　4/1	愛荘町　4/1
H24	1,413,590	20,981
H25	1,414,553	21,141
H26	1,414,917	21,290
H27	1,414,087	21,160
H28	1,410,662	21,189
H29	1,410,833	21,305
H30	1,410,014	21,402
R1	1,411,498	21,348
R2	1,411,603	21,379
R3	1,410,448	21,378

世帯推移表　（世帯）

	滋賀県　4/1	愛荘町　4/1
H24	544,904	7,144
H25	549,814	7,264
H26	553,249	7,424
H27	556,105	7,468
H28	558,529	7,511
H29	561,350	7,679
H30	564,472	7,809
R1	570,219	7,920
R2	575,423	8,087
R3	594,326	8,270

・　土地の利用状況

町内を概観すると、中央地域である旧中山道沿線、国道 8 号、町役場愛知川庁舎周辺に商業地や住宅地が形成され、周辺は農地等に利用されています。

中部地域から東部地域にかけては、点在する集落とその周辺に農地が大きく広がっています。

また、東部地域の丘陵地から山地地域にかけて山林が広がり、湖東県立自然公園に指定されています。

（単位：千㎡）

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
田	14,307	14,240	14,206	14,149
畑	760	760	765	756
宅地	5,303	5,328	5,360	5,544
山林	1,418	1,417	1,409	1,350
その他	16,182	16,225	16,230	16,171
合計	37,970	37,970	37,970	37,970

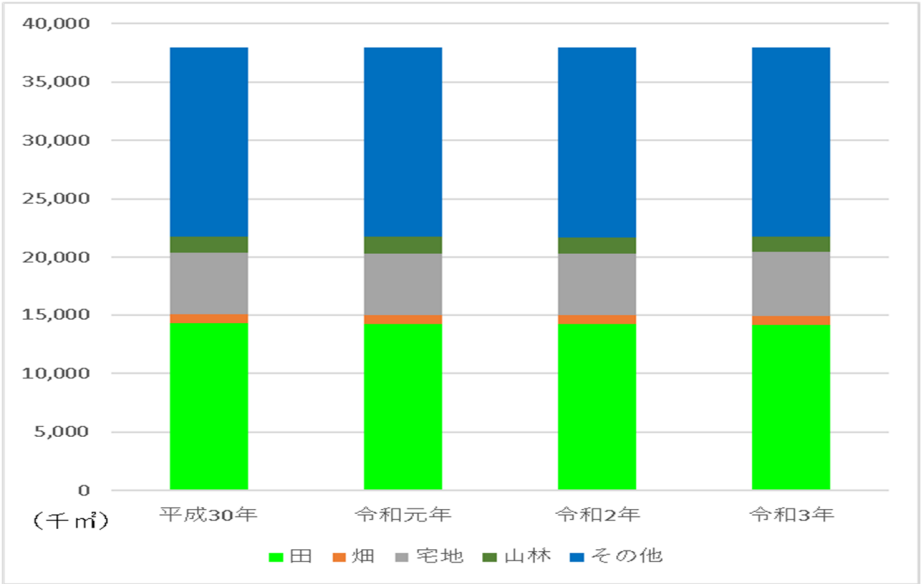

2. 環境行政の枠組み

1. 行政組織（R3.4.1 現在）

愛荘町
町長部局 ――― くらし安全環境課 ┬ 生活環境係
　　└ 危機管理対策係

2. 環境審議会

○ 根拠条例等　愛荘町環境基本条例
愛荘町環境審議会規則

○ 設置目的　環境基本計画に関する事項、公害等に関する事項、その他環境の保全に関する事項について調査審議する。

○ 定員と構成　10 人以内（公募による委員、識見を有する者、町内諸団体の代表者、その他町長が適当と認める者）

○ 任期　2 年

愛荘町の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、県の法令や滋賀県環境総合計画を踏まえるとともに、愛荘町総合計画との整合性を図り、愛荘町環境基本計画を策定しています。

・　計画の位置づけ

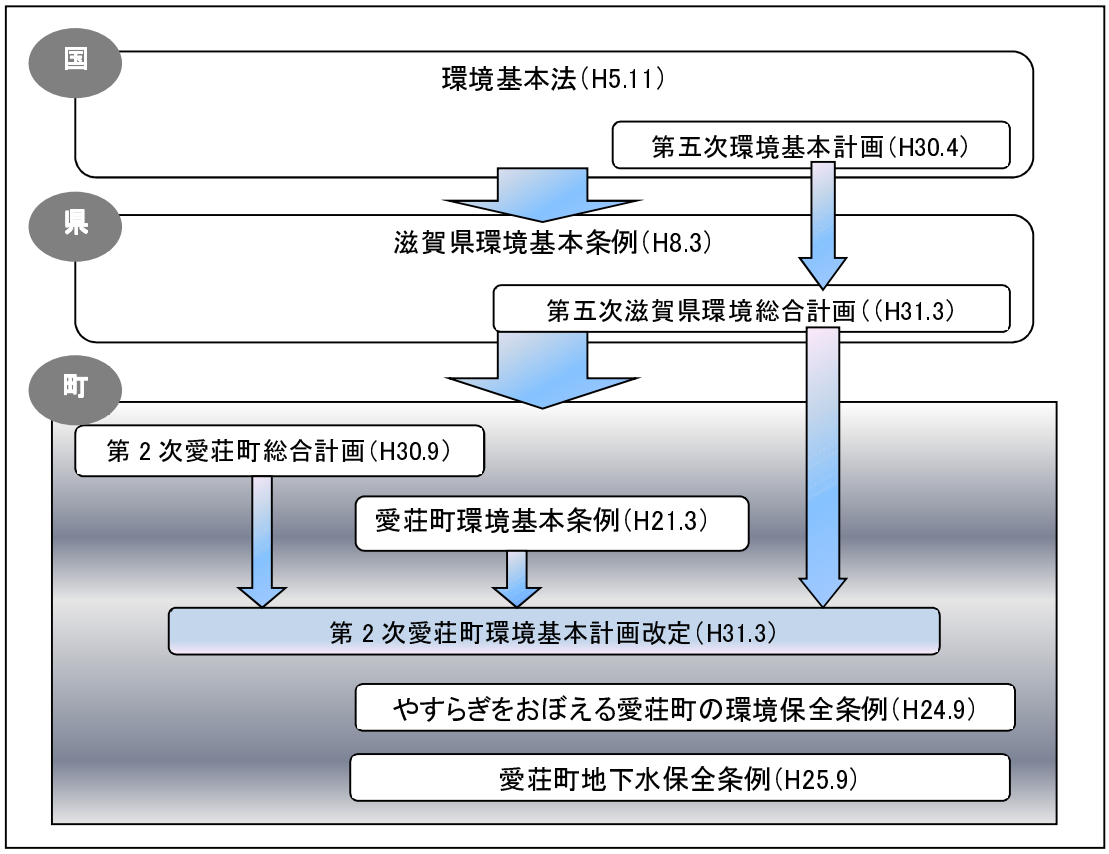
国
環境基本法（H5.11）
第五次環境基本計画（H30.4）
県
滋賀県環境基本条例（H8.3）
第五次滋賀県環境総合計画（（H31.3）
町
第 2 次愛荘町総合計画（H30.9）
愛荘町環境基本条例（H21.3）
第 2 次愛荘町環境基本計画改定（H31.3）
やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例（H24.9）
愛荘町地下水保全条例（H25.9）

・　環境のとらえ方

　この計画で対象とする環境の範囲は、「人づくり」、「生活環境」、「地域環境資源」、「循環型社会」、「流域環境」、「地球環境」の６つです。

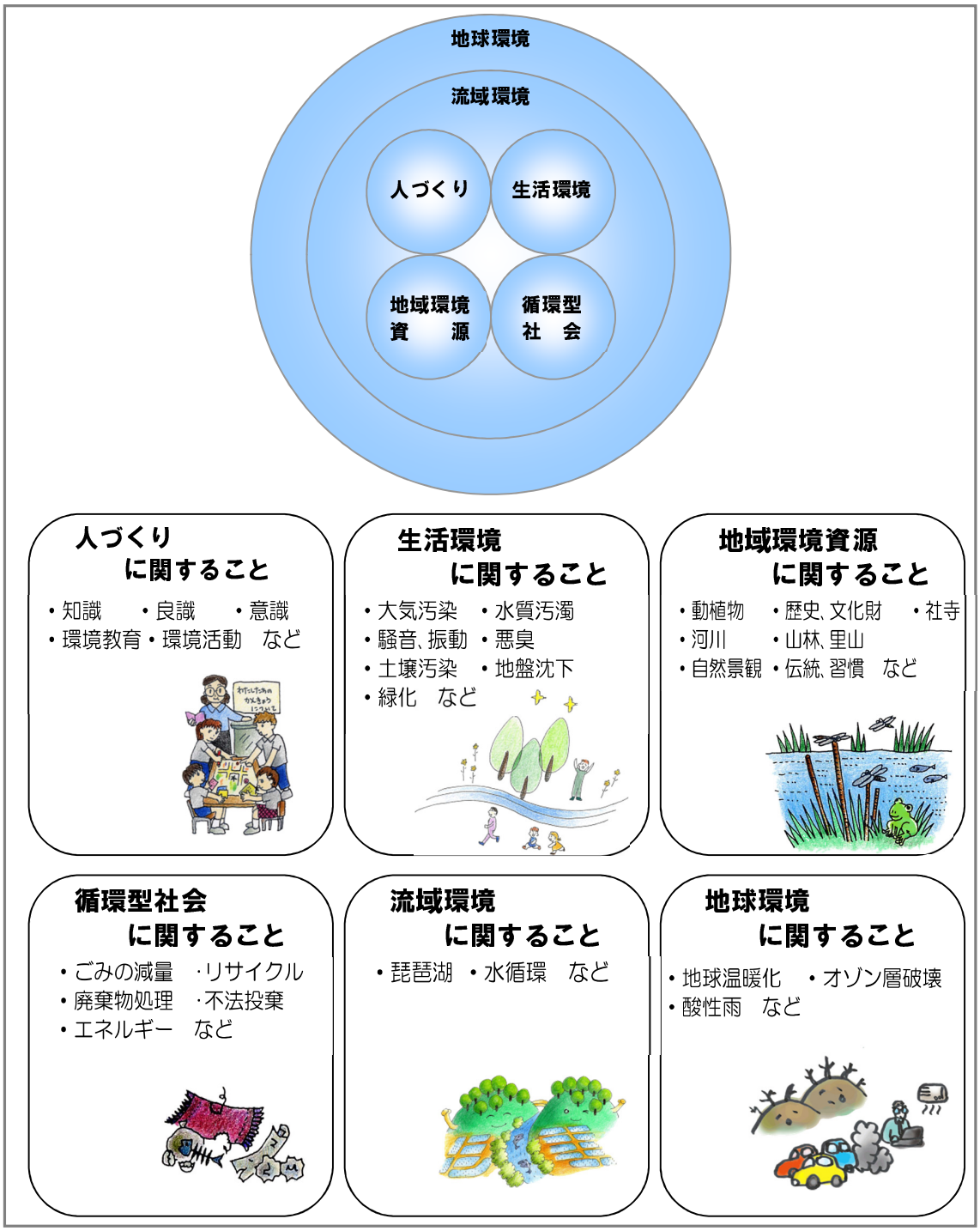

計画における環境のとらえ方

3.　環境目標と環境保全施策の取組み状況

(1) 人づくり

◎　環境保全意識を高める取組み

・　環境関連情報の発信⇒町広報により関連情報を発信し意識啓発を図ります。

◎　自然環境を活用した環境学習の取組み

＜学校の環境学習推進＞……自然とのふれあいを通じて環境問題の課題を啓発しています。

「さわやかまちづくり推進会議」による、学校の環境学習支援

※　自然とのふれあいを通じて環境問題の課題を広く啓発できる機会として、今後も継続して取組んでいきたいと思います。
特に、小学生やその保護者が参加されることにより、子どもの頃から自然環境に対し意識をもたせること、また家庭から身近な環境問題の話題が生まれることなど啓発推進には有効な取組みであると考えています。
また、今後の課題として、指導者の人材育成も重要であると感じています。

環境学習会や自然観察会

事業名	実施日	対象者	実施内容	参加人数
水生生物観察会	R3. 9.15	町内小学校4年生	宇曽川上流･岩倉川中流域の川の汚れと水生生物の関わりについて観察（愛知川小学校、秦荘東小学校）	49人
自然ウォークラリー	R3.8.21	小学生および その保護者	宇曽川ダム下流公園付近で、美しいわが町の山や川の自然を観察	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

宇曽川上流で捕まえた生き物を、「さわやかまちづくり推進会議」会長の指導により、水生生物を観察する児童

秦川山で秋の草木やきのこを、「さわやかまちづくり推進会議」会長の指導により、観察する参加者

＜町民の環境学習推進＞
町教育委員会主催による、町民の環境学習推進や自然観察会の実施

事業名	実施日	対象者	実施内容	参加人数
春の自然観察会	令和 3 年 6 月 5 日 （土）	町内小学校 （保護者同伴）	岩倉川周辺で蛍の観察	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
夏の自然観察会	令和 3 年 8 月 28 日 （土）	町内小学校 （1 年生～3 年生は保護者同伴）	宇曽川、宇曽川付近の林道の散策、植・生物の観察	新型コロナウイルス感染症拡大防止、また緊急事態宣言発令のため中止
秋の自然観察会	令和 3 年 11 月 20 日 （土）	町内小学校 （1 年生～3 年生は保護者同伴）	紅葉の観察、落ち葉を使ったオリジナル用紙（ラミネート加工）作り （金剛輪寺、歴史文化博物館）	4 組（6 名）
冬の自然観察会	令和 3 年 12 月中旬	町民	渡り鳥の観察 曽根沼（彦根市）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

秋の自然観察会（金剛輪寺で紅葉観察）

◎　情報収集、発信
・　広報⇒環境問題に関連した情報の発信や啓発

町広報	環境さわやか通信
8 月号	野外焼却はやめましょう
11 月号	ごみの減量にみんなで取り組みましょう
2 月号	生ごみ処理機・生ごみ処理容器設置補助金を活用ください

(2) 生活環境

◎ 快適な生活環境を守っていきます

・ 事業所との環境保全協定の締結

環境保全条例の制定に向けて準備中であり、制定後対象事業所と協定締結を図ります。

・ 野焼き等による悪臭発生抑制のための指導

苦情処理の状況において、野焼きや不法投棄に関する苦情が多く寄せられています。（野焼きは、田の刈取り後の焼却、畑などの除草後の草焼却が多数。）

◎ 有害化学物質による汚染防止などの対応

・ 有害化学物質に関する情報の収集、提供については今後の課題です。

・ 事業所に対し、事業所排水の規制基準遵守の徹底を図るため、排水調査を実施しました。

工場に対する指導や工場排水の監視⇒排水の分析調査結果の報告や町の採取による調査

工場排水調査

調査対象数	調査項目	調査結果		調査日
		基準値未満	基準値超過	
6	COD等　一般項目	6	0	R4.1.25、1.27
	鉛等　有害化学物質	6	0	〃
	有機塩素化合物	6	0	〃

※ 町内6事業所の工場排水の調査結果は、すべての事業所において滋賀県公害防止条例に定める基準値を満足していました。（9ページ参照）

河川水質調査

調査対象数	調査項目	調査結果		調査日
		基準値未満	基準値超過	
7	生活環境項目	7	0	R4.2.3
	うち　水素イオン濃度	7	0	〃
	健康項目	7	0	〃

※ 町内7河川の調査結果は、すべての河川において健康項目に関する環境基準値と町が設定した類型の生活環境項目に関する環境基準値を満足していました。（10ページ参照）

令和3年度　工場排水検査結果

試料の採取条件等		A社	B社	C社	D社	E社	F社	
採取日		R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.27	R4.1.27	
採取時刻		14:03	14:23	14:49	15:25	9:24	9:58	
天候		曇	曇	曇	曇	曇	晴	
気温(℃)		10.0	10.0	9.0	9.0	7.0	8.0	
水温(℃)		22.8	12.0	10.4	7.5	12.0	12.6	
計量の対象	単位	計量の結果						
水素イオン濃度(pH)	pH	7.7	7.5	6.6	7.1	7.5	7.3	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<1.0	3.8	11	1.1	<1.0	<1.0	
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	1.6	8.7	12	4.0	7.4	2.9	
浮遊物質量(SS)	mg/L	1.8	3.6	5.4	8.6	11	2.3	
n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
クロム含有量(Cr)	mg/L	-	-	0.11	<0.01	-	-	
六価クロム化合物(Cr6+)	mg/L	-	-	<0.01	<0.01	-	-	
窒素含有量(T-N)	mg/L	3.24	1.56	1.14	0.43	0.89	2.07	
有機体窒素(Org-N)	mg/L	0.23	0.73	0.17	0.14	0.78	0.37	
ケルダール法窒素(Kj-N)	mg/L	0.23	0.73	0.33	0.28	0.78	0.37	
アンモニア性窒素(NH_4-N)	mg/L	<0.05	<0.05	0.16	0.14	<0.05	<0.05	
亜硝酸性窒素(NO_2-N)	mg/L	0.04	<0.01	0.38	0.03	<0.01	<0.01	
硝酸性窒素(NO_3-N)	mg/L	2.97	0.83	0.43	0.12	0.11	1.70	
燐含有量(T-P)	mg/L	0.97	0.15	<0.05	0.13	<0.05	<0.05	
トリクロロエチレン	pH	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0014	-	-	<0.0005	<0.0005	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	
四塩化炭素	mg/L	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005	
	単位	基準値						一般的基準
水素イオン濃度(pH)	pH	-	6.0≦～≦8.5	6.0≦～≦8.5	6.0≦～≦8.5	6.0≦～≦8.5	6.0≦～≦8.5	6.0≦～≦8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	-	≦40	≦50	≦60	≦70	≦40	-
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	-	≦40	≦50	≦60	≦70	≦40	-
浮遊物質量(SS)	mg/L	-	≦70	≦70	≦90	≦90	≦70	-
n-ヘキサン抽出物質含有量（動植物）	mg/L	-	≦20	≦20	-	-	≦20	≦20
n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	mg/L	-	-	-	-	≦5	-	≦5
クロム含有量(Cr)	mg/L	-	-	-	-	≦0.1	-	≦0.1
六価クロム化合物(Cr6+)	mg/L	≦0.05	-	-	-	≦0.05	-	≦0.05
窒素含有量(T-N)	mg/L	-	≦12	≦20	≦15	≦40	≦15	-
有機体窒素(Org-N)	mg/L	-	-	-	-	-	-	-
ケルダール法窒素(Kj-N)	mg/L	-	-	-	-	-	-	-
(NH_4-N)×0.4+(NO_2-N)+(NO_3-N)	mg/L	-	-	-	-	-	-	≦100
燐含有量(T-P)	mg/L	-	≦1.5	≦3	≦2	≦2	≦2	-
トリクロロエチレン	pH	-	-	-	-	-	-	≦0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	≦0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	≦3
四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	≦0.02

※基準値は滋賀県公害防止条例に定める排水基準を引用。
※Aは通常の排水量が10㎥/日未満のため、pH等の生活環境項目は適用されない。

令和3年度　河川水検査結果

試料の採取条件等		1.不飲川	2.大津井川	3.新愛知川	4.南川	5.宇曽川	6.安壷川	7.岩倉川	
採取日		R4.2.3	R4.2.3	R4.2.3	R4.2.3	R4.2.3	R4.2.3	R4.2.3	
採取時刻		11:00	9:57	11:25	13:30	12:20	11:51	13:13	
天候		曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	
気温(℃)		8.5	8.0	8.5	7.0	7.0	8.0	7.0	
水温(℃)		7.7	5.9	12.3	6.1	6.8	8.0	6.3	
計量の対象	単位	計量の結果							基準値
水素イオン濃度(pH)	pH	8.9	7.5	9.2	8.5	8.0	9.5	8.1	6.5≦～≦8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.6	2.9	1.6	0.9	<0.5	0.6	0.8	≦3(≦1)※
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	3.5	5.7	4.4	2.8	2.0	2.8	2.0	－
浮遊物質量(SS)	mg/L	14	1.9	5.6	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	≦25
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	－
全窒素(T-N)	mg/L	0.89	1.66	2.52	0.56	0.73	1.26	0.19	－
有機体窒素(Org-N)	mg/L	0.12	0.21	0.35	0.19	0.12	0.11	0.09	－
ケルダール法窒素(Kj-N)	mg/L	0.12	0.26	0.38	0.19	0.12	0.16	0.09	－
アンモニア性窒素(NH_4-N)	mg/L	<0.01	0.05	0.03	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	－
亜硝酸性窒素(NO_2-N)	mg/L	0.011	0.025	0.027	0.013	0.004	0.034	0.005	≦10
硝酸性窒素(NO_3-N)	mg/L	0.76	1.37	2.11	0.36	0.61	1.07	0.09	≦10
全燐(T-P)	mg/L	0.027	0.035	0.200	0.035	0.016	0.136	0.009	－
溶存酸素	mg/L	13.0	10.9	12.1	13.4	12.7	12.3	11.9	≧5(≧7.5)
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	－	－	－	<0.001	－	－	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	－	－	－	<0.0005	－	－	≦0.01
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	－	－	－	<0.001	－	－	≦1
四塩化炭素	mg/L	<0.0005	－	－	－	<0.0005	－	－	≦0.002

※基準値は環境省「水質汚濁に係る環境基準」を引用。
※環境基準のうち「1.不飲川」はAA類型、「2.大津井川」～「7.岩倉川」はB類型を適用。
※（）内は「1.不飲川」の基準値。

工場排水検査は環境基準値を満足していました。
河川水質検査では、水素イオン濃度（pH）が一部河川で高い値を示していました。採取条件によって数値が変動しますので、今後の動向を注視していきます。

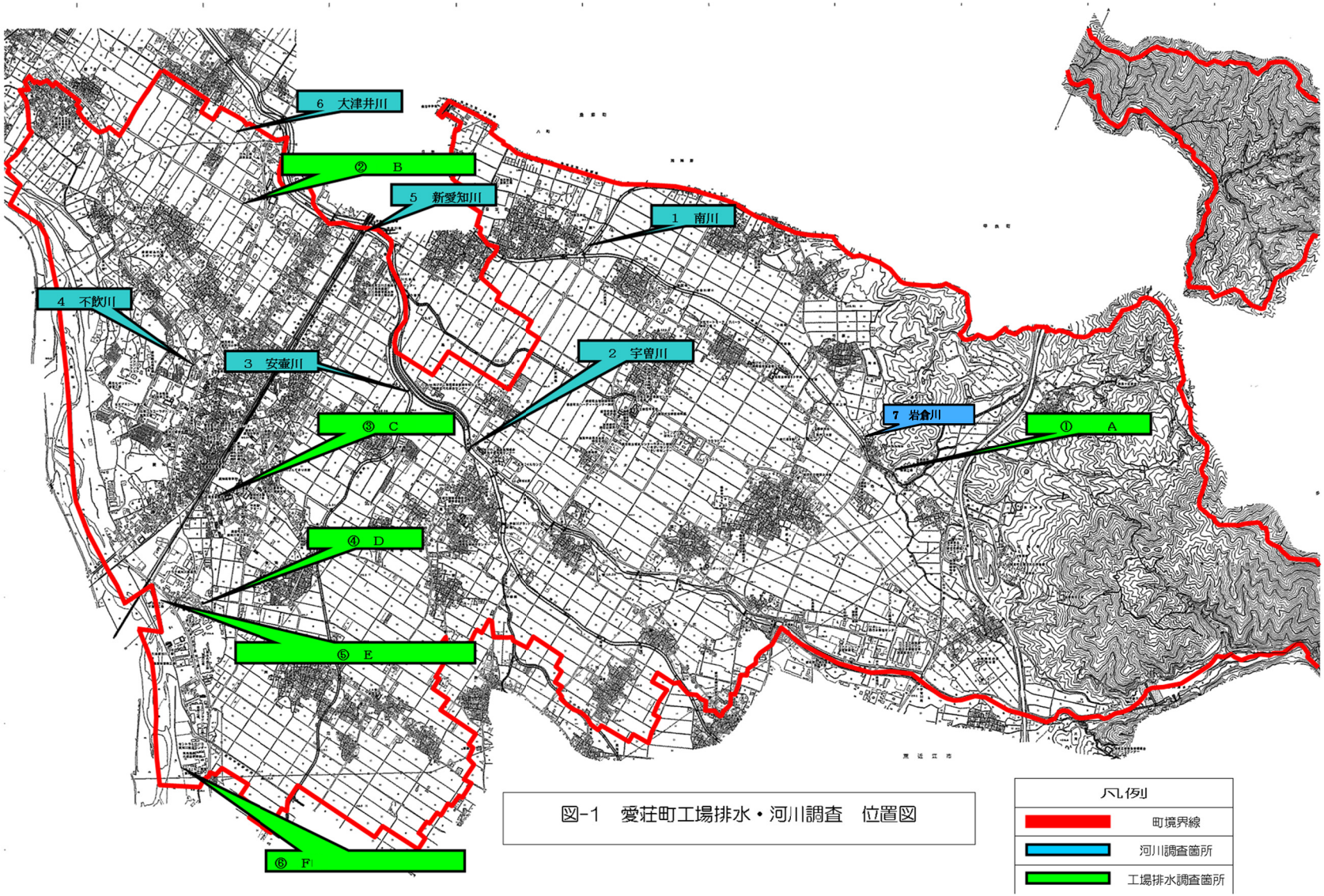

図-1　愛荘町工場排水・河川調査　位置図

ダイオキシン類測定調査

調査対象数		調査項目	調査結果		調査日
			基準値未満	基準値超過	
土壌	6	ダイオキシン類	6	0	R4.1.25、1.27、2.3
水質	6	ダイオキシン類	6	0	

※　令和 2 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（令和 4 年 3 月、環境省）によれば、土壌については、一般環境把握調査（全国 530 地点）でのダイオキシン類濃度の平均値は 1.9pg-TEQ/g、濃度範囲は 0～97pg-TEQ/g であり、発生源周辺状況把握調査（全国 243 地点）では、平均値は 8.0pg-TEQ/g、濃度範囲は 0.000099～960pg-TEQ/g でした。今回測定した愛荘町内の 6 箇所における土壌中のダイオキシン類濃度は、いずれも一般環境把握調査の濃度範囲内にあり、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境基準値（以下、「環境基準値」という。）を満足していました。

地下水質については、全国 493 地点で調査が行われ、ダイオキシン類濃度の平均値は 0.054pg-TEQ/L、濃度範囲は 0.0087～1.7pg-TEQ/L でした。今回測定した愛荘町内の 6 箇所における地下水質中のダイオキシン類濃度は、いずれも全国調査の濃度範囲内にあり、環境基準値を満足していました。（13 ページ参照）

分析結果

(1) 土壌

試料採取場所	メッシュNo.	ダイオキシン類	内訳			
			Total(PCDDs+PCDFs)		Total コプラナーPCB	
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	実測濃度 (pg/g)	毒性等量 (pg-TEQ/g)	実測濃度 (pg/g)	毒性等量 (pg-TEQ/g)
祇園遊園地	2-E	0.11	21	0.074	46	0.031
ふれあいスポーツ公園	2-C	0.06	20	0.059	3	0.008
A	3-B	2.5	390	1.971	340	0.502
川久保運動公園	4-C	0.28	57	0.209	38	0.065
竹原ゲートボール場	7-C	3.1	1,500	2.984	33	0.101
B	8-F	13	7,300	12.521	81	0.195
基準値		1,000				

※ 1.毒性等価係数は WHO/IPCS(2006)の TEF を適用。

※ 2.毒性等量は定量下限未満の実測濃度を0として算出。

(2) 水質

試料採取場所	メッシュNo.	ダイオキシン類	内訳			
			Total(PCDDs+PCDFs)		Total コプラナーPCB	
		毒性等量 (pg-TEQ/L)	実測濃度 (pg/L)	毒性等量 (pg-TEQ/L)	実測濃度 (pg/L)	毒性等量 (pg-TEQ/L)
C社	2-G	0.021	0.25	0.0199	1.4	0.00119
円城寺　八坂神社	7-C	0.021	0.27	0.0199	0.4	0.00116
D宅	6-E	0.021	0.39	0.0199	0.1	0.00115
E宅	2-F	0.021	0.07	0.0199	0.1	0.00115
F宅	2-E	0.021	0.11	0.0199	0.2	0.00116
G宅	2-B	0.021	0.1	0.0199	0.3	0.00116
基準値		1				

※ 1.毒性等価係数は WHO/IPCS(2006)の TEF を適用。

※ 2.毒性等量は実測濃度が検出下限以上定量下限未満の場合はそのままの数値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の 1/2 の数値を用いて算出。

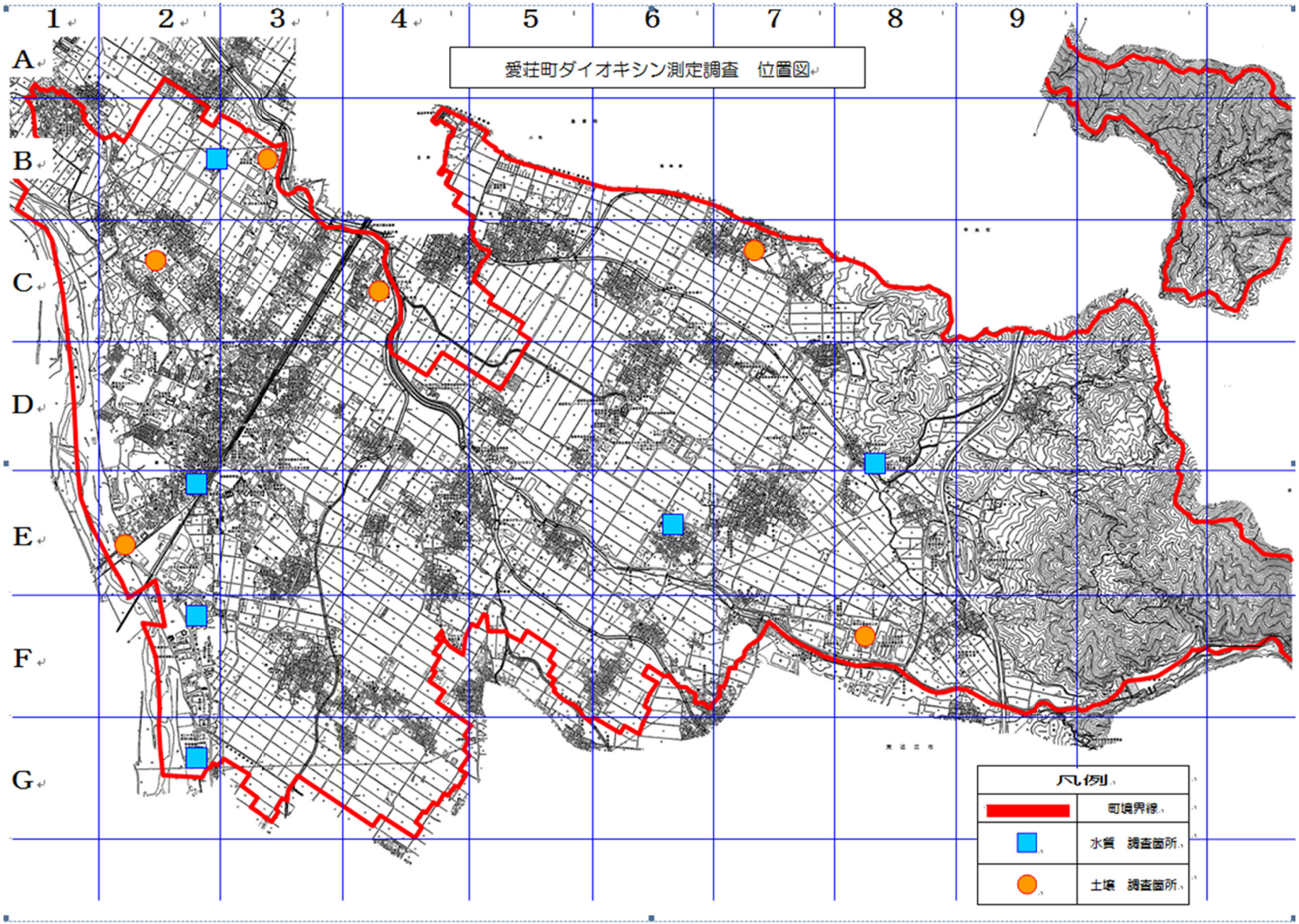
1
2
3
4
5
6
7
8
9
A
B
C
D
E
F
G
愛荘町ダイオキシン測定調査　位置図
凡例
町境界線
水質　調査箇所
土壌　調査箇所

◎　不法投棄や散乱ごみのないまちに

・　不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発

（公社）シルバー人材センターへ委託によるポイ捨てゴミ回収ならびに見回り（道路、水路、河川敷等における散在性ごみや不法投棄ごみの撤去および清掃業務）……愛知川地区・秦荘地区それぞれ週 2 回出動

・　不法投棄防止に向けた監視⇒不法投棄監視員による監視活動

快適な生活環境や良好な自然環境を保全するために、不法投棄監視員を選任し、不法投棄の早期発見および防止を図っています。（不法投棄監視員：10 名）

（町内を 10 地域に分け、それぞれ担当地区の監視活動を行なっています。）

(3) 循環型社会

◎　廃棄物の発生量を減らしていきます

・　誰にでも分かりやすく、最適な分別システムの構築⇒ごみカレンダーの配布

分別冊子の配布

・　ごみ減量の促進と啓発⇒6 月をごみ減量強化月間して啓発チラシの配付

・　生ごみ処理機・処理容器購入費の助成

生ごみ処理機☞☞補助率：1/2　限度額：30,000 円　　R3 年度実績：3 件

生ごみ処理容器☞補助率：1/2　限度額 2,000 円　　R3 年度実績：3 件

家庭から排出される生ごみの自家処理への関心を高めるとともに、ごみの減量と再資源化を推進することを目的に助成しています。

・　マイバック持参の取組み推進⇒啓発チラシの配布により買物袋減量の取組み

ごみカレンダー

分別冊子

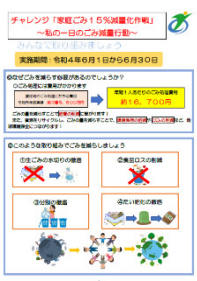

啓発チラシ

◎　再使用やリサイクルに取組んでいきます

・　資源回収事業の推進⇒資源回収（ペットボトル、びん、紙類、古着）
および各自治会に設置のステーションへの定期回収

単位：kg

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ　家庭系	3,081,590	3,107,270	3,164,170	3,173,820
可燃ごみ　事業系	822,210	766,070	704,140	727,610
不燃ごみ　家庭系	132,680	133,530	139,770	142,190
ペットボトル	36,900	37,500	37,780	52,185
ワレモノ類　※1	17,210	14,640	22,220	1,760
ガレキ	65,380	62,340	65,290	62,525
びん	70,390	65,506	44,710	67,840
金属類	53,360	45,920	50,280	46,710
白色トレイ	320	332	426	534
粗大ごみ　※2	17,640	57,170	78,450	45,290
可燃性粗大ごみ	268,390	247,910	307,570	281,100
金属性粗大ごみ	84,210	29,880	84,230	64,160
新聞	10,700	13,270	8,130	7,750
雑誌	8,970	9,650	7,280	6,790
ダンボール	11,940	11,730	10,350	13,600
古着	12,270	10,620	12,870	14,780
廃食油（ℓ）	450	540	360	351
乾電池	4,680	4,450	5,510	5,700
し尿	715,714	670,896	604,962	604,656
浄化槽汚泥	1,251,780	1,195,790	1,097,920	1,152,460
牛乳パック	80	20	30	20
小型家電	16,390	43,360	59,340	53,350

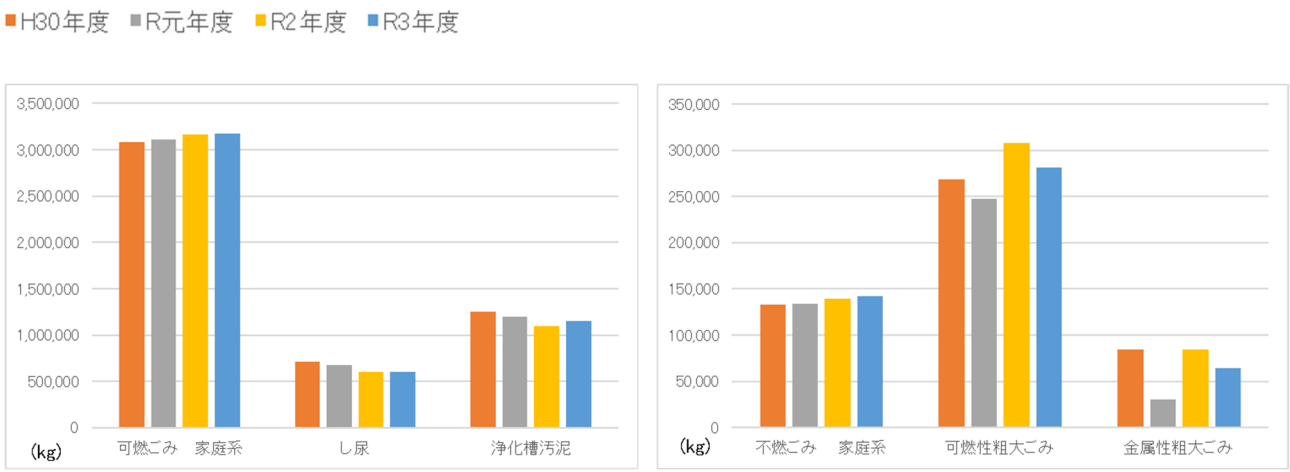
H30年度
R元年度
R2年度
R3年度
3,500,000
3,000,000
2,500,000
2,000,000
1,500,000
1,000,000
500,000
0
(kg)
可燃ごみ
家庭系
し尿
浄化槽汚泥
350,000
300,000
250,000
200,000
150,000
100,000
50,000
0
(kg)
不燃ごみ
家庭系
可燃性粗大ごみ
金属性粗大ごみ

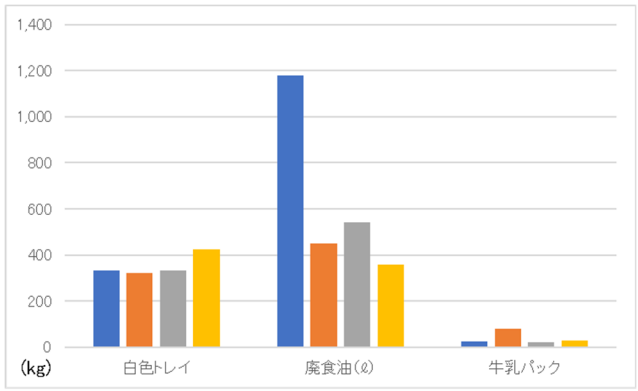
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
(kg)
白色トレイ
廃食油(ℓ)
牛乳パック

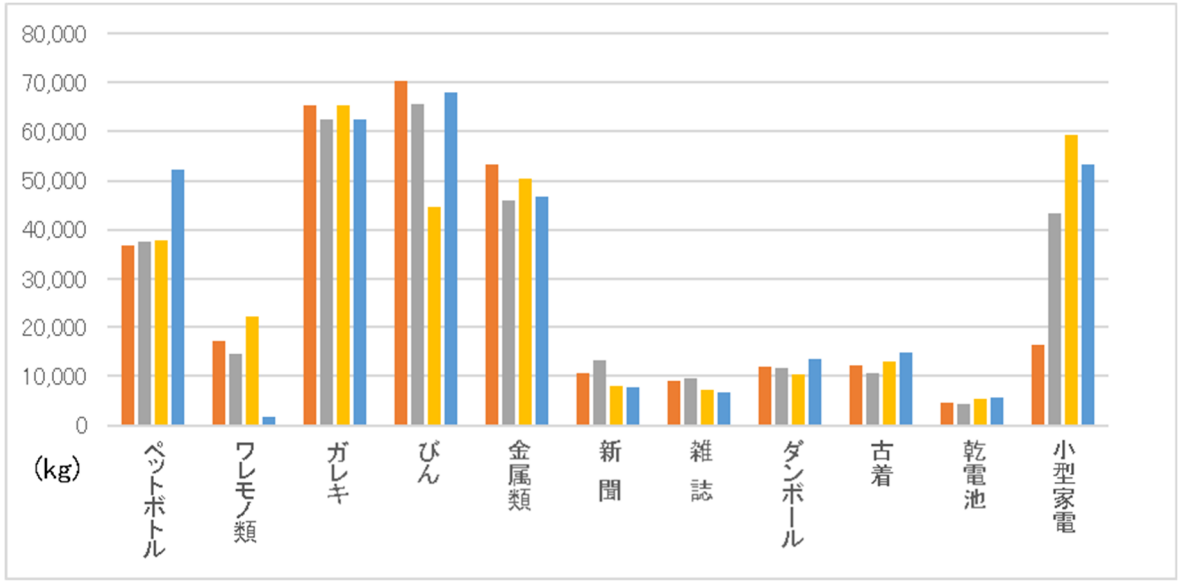
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
(kg)
ペットボトル
ワレモノ類
ガレキ
びん
金属類
新聞
雑誌
ダンボール
古着
乾電池
小型家電

(4) 地域環境資源

◎　自然環境を守り育てていきます

★　秦川山生産森林組合の取り組み

・　森林環境の保全と創出⇒植林や間伐、枝打ち等森林の適正な管理の推進

(1) 森林整備の基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため各機能の充実と適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図ります。

(2) 森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、「山地災害防止」「水源涵養」「資源の循環利用」「森林と人との共生」を重視する森林整備を推進します。また、度重なる自然災害や林道崩壊に対して、治山機能を高められる森林造りを目指します。

令和3年度		面積(ha)
秦川山生産森林組合	間伐(保育)	1.53

・　田園環境の保全と創出⇒農業を通じた地域住民との交流による地域振興

恵まれた愛荘町の自然環境の中で、町内農業者とのふれあいを通じて農業への関心を深めながら、地元で収穫された農産物のPRや新鮮野菜の収穫体験を行い農業生産者と消費者との顔が見える信頼関係を築きます。また、自然の恵みや食材に感謝する心を育むため、愛荘町地産地消行動計画、愛荘町食育推進計画に基づき地域で生産した農産物を地域で消費するフードマイレージを考慮した「地産地消」の推進を図ります。

★　町農林振興課の取り組み

(1) 造林事業補助

森林の持つ多面的機能を十分に発揮するべく、造林事業の拡大を目指し、森林資源の造成、郷土の保全、琵琶湖水資源の確保、地球温暖化防止等を図るため、森林組合等が実施した民有林の造林に係る事業に対して補助を行なっています。

(2) 森林環境および森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

●　森林環境税［令和 6 年度から課税］

・　納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税
・　税率：1,000 円（年額）
・　賦課徴収：市町村（個人住民税の国税分として課税）
・　国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税および譲与税特別会計に直接払込み

● 森林環境譲与税[令和元年度から譲与]
・　譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額
・　譲与団体：市町村および都道府県
・　使途：間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用。（地域の実情に応じて使途を決定）
・　譲与基準：総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分
・　使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表
・　本町の使途：取り組む事業および経費予算は、今後、関係団体等の意見も踏まえ、町としての施策方針を整理等に時間を要することから、当面は基金対応とすることとし、令和 2 年 3 月議会で基金条例を制定しました。森林環境の保全に関する施策の実施、適切な森林整備を図るために森林環境譲与税基金積立金に積み立てます。
・　譲与額（基金積立残額）：令和 3 年度末現在　　3,023 千円

◎　自然を生かした景観づくり

・　桜のまち「あいしょう」事業

町の花である桜を活かしたまちづくりの推進のため、桜のまち「あいしょう」を掲げ、愛荘さくらを守る会の活動による桜のある景観整備を行いました。

愛荘さくらを守る会

会員：25 名（指導等を行う「桜守」2 名を含む）

活動内容：剪定・整姿、植樹（50 本）

活動場所：給食センター、自然観察の森、宇曽川両岸、新愛知川プロムナード　他

桜の木を植樹する桜を守る会の会員

◎　歴史、文化遺産を守り伝えていきます

歴史文化博物館では、年 6 回の館内展示、能楽教室などの事業を通じ、歴史文化の保存と継承・活用に努めています。

また、町内の歴史、伝統文化、埋蔵文化財など歴史・文化的財産の調査・研究・保存を行い後の世代に伝承していきます。

・　特別展示：祭りの刺繍－見送り幕と職人の手仕事－

・　企画展示：愛荘の太鼓と世界のドラム　など　年 6 回

・　愛荘知る学講座：古文書講座

・　春の芸能鑑賞会：子ども能楽発表会（令和 3 年度はコロナウイルスのため中止）

展示解説（1）

展示解説（2）

(5) 流域環境

◎　健全な水環境を守っていきます

・　公共下水道の早期完成、水洗化の促進

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として、平成9年に供用を開始し、順次整備を進めています。

令和3年4月1日現在では、99. 2%の人口普及率となっています。

公共下水道の推移

年度	本町から下水道処理施設への流入量（㎥／年）	下水道人口普及率（%）	下水道人口水洗化率（%）	行政区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	処理区域内水洗化人口（人）	処理区域内世帯数（世帯）	処理区域内水洗化世帯数（世帯）
H14	1,119,473	79.8	58.1	18,206	14,528	8,442	4,115	2,339
H15	1,401,207	80.6	63.4	18,457	14,877	9,431	4,306	2,618
H16	1,514,248	87.3	64.7	18,550	16,185	10,478	4,731	2,938
H17	1,502,091	89.9	68.9	18,656	16,777	11,557	5,059	3,248
H18	1,601,228	91.8	71.8	18,874	17,325	12,431	5,279	3,562
H19	1,677,662	93.8	74.6	19,038	17,857	13,322	5,545	3,970
H20	1,791,800	96.1	75.2	19,296	18,546	13,942	6,120	4,158
H21	1,903,785	98.7	76.3	19,456	19,208	14,659	6,148	4,436
H22	2,052,636	99.2	84.6	19,938	19,771	16,728	6,546	5,333
H23	2,193,494	99.1	86.0	20,221	20,030	17,289	6,709	5,598
H24	2,565,063	99.1	87.2	21,150	20,959	18,277	7,194	6,078
H25	2,694,502	98.7	88.3	21,259	20,987	18,530	7,302	6,284
H26	2,793,609	99.1	89.0	21,148	20,967	18,668	7,716	6,657
H27	2,901,659	99.1	89.9	21,189	21,007	18,888	7,442	6,529
H28	3,041,340	99.2	90.6	21,305	21,129	19,153	7,610	6,693
H29	2,603,826	99.2	91.0	21,402	21,222	19,320	7,736	6,848
H30	2,956,178	99.2	91.4	21,348	21,168	19,346	7,846	6,913
R元	2,916,504	99.2	92.2	21,379	21,199	19,539	8,087	7,099
R2	3,077,539	99.2	92.3	21,378	21,198	19,562	8,270	7,277
R3	3,141,029	99.2	92.3	21,412	21,232	19,587	8,278	7,313

・　人口普及率、人口、世帯数は、4月1日現在

・　下水道人口普及率＝処理区域内人口／行政区域内人口×100

・　下水道人口水洗化率＝処理区域内水洗化人口／処理区域内人口×100

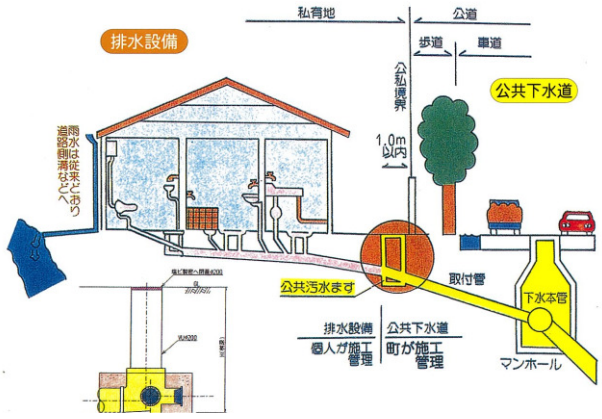

◎　地下水、湧水を守っていきます

湧水は、愛知川・宇曽川の伏流水が豊富なことから町内に数多く見られましたが、現在は少なく、水量の豊富な湧水としては宇曽川ダム上流の「山比古湧水」と軽野等に数箇所が残っているだけです。

また、地下水は各種製造事業所の事業用水や生活用水として利用されています。

・　地下水、井戸水等継続的なモニタリング⇒町内 20 箇所で実施

・　事業所排水についての継続的な監視

地下水・井戸水のモニタリング調査

調査地点数	調査項目	検出地点数	基準超過 地点数	基準値 (mg/ℓ)	備考
20	トリクロロエチレン	0	0	0.01	検査日:R4.1.25、1.27
	テトラクロロエチレン	3	0	0.01	〃
	1.1-ジクロロエチレン	0	0	0.1	〃
	1.2-ジクロロエチレン	0	0	0.04	〃
	クロロエチレン	0	0	0.002	〃

※　町内 20 箇所の地下水調査結果は、3 地点でテトラクロロエチレンが検出されましたが、地下水の水質汚濁に係る環境基準値（以下、「環境基準値」という。）を満足していました。

その他の地点での有害化学物質は全て不検出であり、結果として全地点で環境基準値を満足していました。(23 ページ参照)

令和3年度　地下水検査結果

試料の採取条件等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
採取日		R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	R4.1.25	
採取時刻		9:10	9:42	10:05	10:34	10:50	11:08	11:35	11:52	12:26	12:09	
天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
気温(℃)		2.0	18.0	4.0	5.0	6.5	6.5	5.5	7.5	7.5	7.0	
水温(℃)		11.1	14.3	12.6	11.3	15.0	7.4	11.7	13.2	12.4	12.7	
計量の対象	単位	計量の結果										基準値
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0050	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.01
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
水素イオン濃度(pH)	pH	6.2	6.5	5.7	6.8	6.2	6.6	6.7	6.3	7.1	6.3	－

試料の採取条件（受領条件）等		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
採取日		R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	R4.1.27	
採取時刻		10:40	11:05	11:34	11:48	12:01	12:17	12:35	13:42	13:54	14:06	
天候		曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	曇	
気温(℃)		8.5	8.5	7.5	7.5	8.0	7.5	7.5	7.0	7.0	8.0	
水温(℃)		11.8	10.0	14.2	11.5	14.0	12.0	10.3	12.1	14.4	15.8	
計量の対象	単位	計量の結果										基準値
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0007	0.0024	0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.01
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
水素イオン濃度(pH)	pH	6.5	6.5	6.5	7.0	6.3	6.3	7.2	6.3	6.3	6.2	－

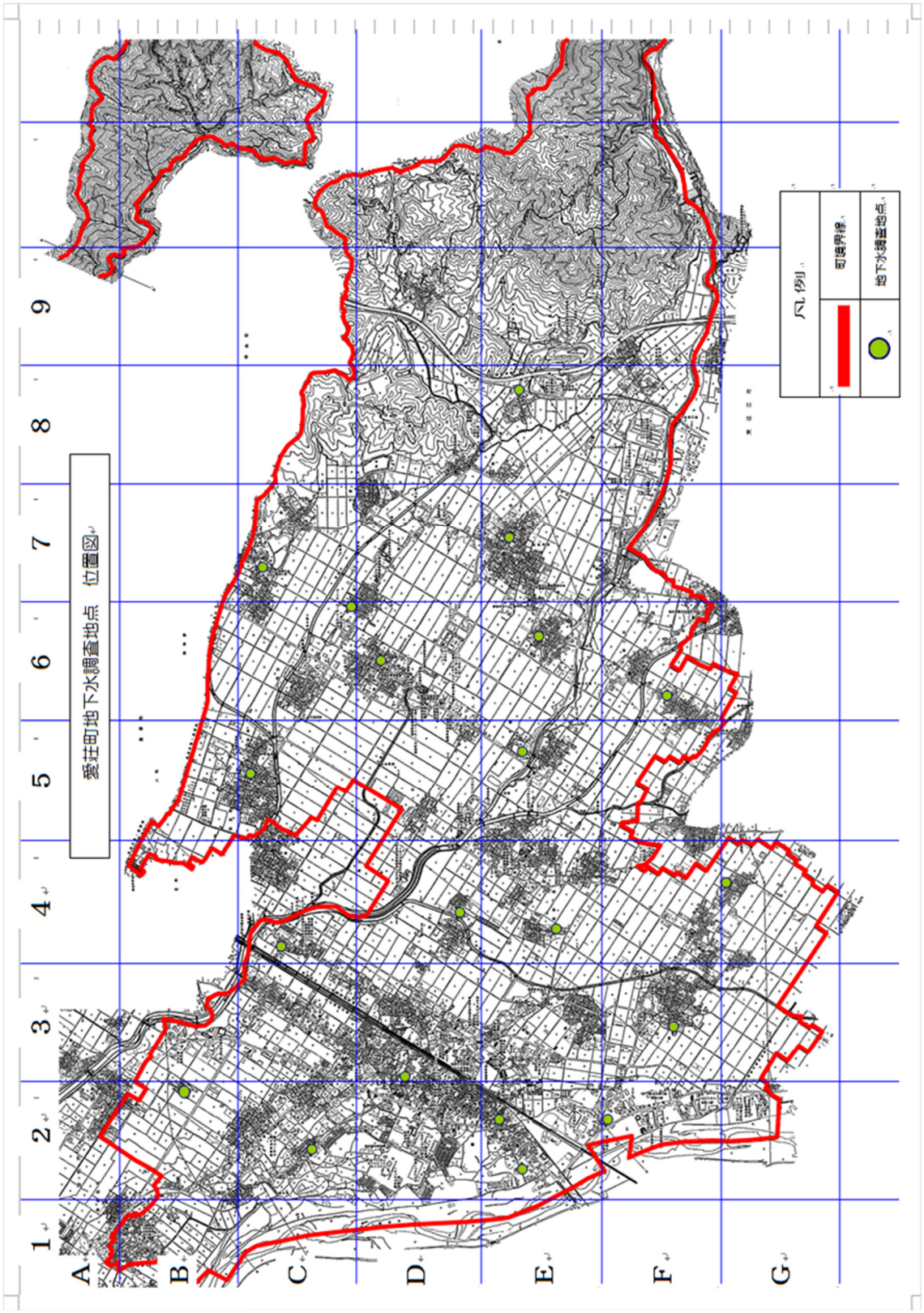
愛荘町地下水調査地点　位置図
凡例
町境界線
地下水調査地点
1
2
3
4
5
6
7
8
9
A
B
C
D
E
F
G

・　**やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例に基づく届出【実績】**

年度	件数	届出者数	埋立て等の目的
令和 3 年度	8 件	7 事業者	分譲地の造成　他

（埋立て等の届出）

第50条　事業区域の面積が1,000平方メートル以上となる埋立て等を行おうとする者（以下「届出事業者」という。）は、埋立て等を行う日（掘削を伴う埋立て等にあっては、掘削を行う日）の10日前までに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。事業区域の面積が1,000平方メートル未満であって、当該事業区域の面積にその区域と一団と認められる区域の面積（当該埋立て等施工する日前3年以内に埋立て等の施工が完了した面積）を加えた面積が1,000平方メートル以上となる埋立て等についても、同様とする。

・　**愛荘町地下水保全条例に基づく届出【実績】**

年度	件数	届出者数	対象行為
令和 2 年度	5 件	4 事業者	砂利採取事業

水源保全区域内における対象行為

1. 吐出口の断面積が 19.6 平方センチメートル（直径 5 センチメートル、2 インチ）以上の揚水機（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。）を用いて地下水を採取する行為または日量 100 立方メートル以上の地下水を採取する行為
2. 深さが 2 メートルを超える掘削を伴う土砂および岩石を採取する行為
3. 開発（建築）面積が 100 平方メートル以上、かつ深さが 2 メートルを超える掘削を伴う行為
4. 下水道工事、河川改修、土地改良事業等の公共工事

(6) 地球環境

◎ 公共施設における温室効果ガス削減の取組み

平成 27 年（2015 年）3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づき、愛荘町の事務事業における温室効果ガスの排出抑制を目的に令和 2 年（2020 年）3 月に「第 3 次愛荘町地球温暖化防止実行計画（以下、「地球温暖化防止実行計画」という。）」を改定しました。

地球温暖化対策推進法で示されている温室効果ガスは 7 種類ですが、地球温暖化防止実行計画では特に排出量の多い二酸化炭素に着目して削減に取り組みます。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標値

2030 年度（令和 12 年度）目標値
40%削減（956,428 kg-CO_2） **（基準値：2013 年度(平成 25 年度）における値）**

☆ 削減方針

愛荘町役場における温室効果ガス（二酸化炭素）排出は、ほとんどが電気使用量によるものが最も多く、次いで灯油などの燃料の使用によるものとなっています。項目ごとに削減目標を設定して温暖化防止を図ります。

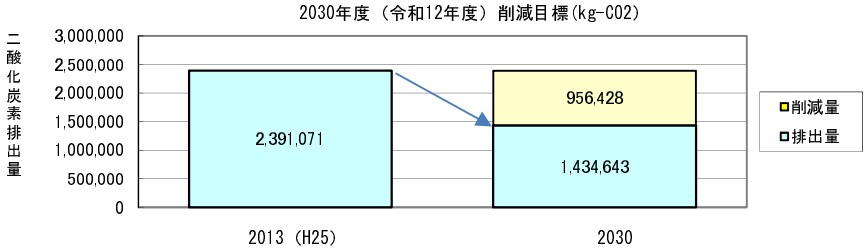

2030 年度（令和 12 年度）における活動量および二酸化炭素排出量

活動内容		活動量	単位	排出係数	二酸化炭素排出量 ($kg-CO_2$)	基準年度との比較 (活動量【削減率】)
燃料の使用	ガソリン	21,480	L	2.32 kg-CO_2/L	49,833	△5,361L【△20%】
	灯油	67,616	L	2.49 kg-CO_2/L	168,364	△7,502L【△10%】
	軽油	9,589	L	2.58 kg-CO_2/L	24,739	△1,064L【△10%】
	液化石油ガス (LPG)	2,987	kg	3.00 kg-CO2/kg	8,961	△331 kg【△10%】
電力の使用	電気使用量	3,196,611	kWh	0.370 kg-CO_2/kWh	1,182,746	△897,394kWh【△22%】
二酸化炭素排出量計					1,434,643	

※ 電力の排出係数は、「電力事業における低炭素社会実行計画」の 2030 年度（令和 12 年度）の目標値とし、電力以外は 2018 年度（平成 30 年度）の排出係数とする。

4.　環境保全関係に係る取り組みについて

○　地産地消

給食センターで愛荘産の環境こだわり米を子どもたちに提供しています。

○　病害虫防除等

病害虫防除については、飛散の防止を少しでも低減するために箱施用剤や粒剤・液剤の採用により環境に配慮した防除体制を実施しました。

●　環境保全型農業直接支払交付金

目的：化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産し、地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが目的。

概要：環境こだわり農産物の栽培に取り組み、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯蔵に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。

・　地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い取組

令和3年度実績

■有機農業（オーガニック農業）	2件	772a
■IPM+畦畔人出除草+長期中干し	14件	12,207a
■緩効性肥料+長期中干し	19件	20,236a
■合計	35件	33,215a

5. 計画の推進方策

(1) 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、町は継続して町主体の事業を進めるとともに、町民・事業者は町の支援を受けながらより主体的に計画の推進に参加します。

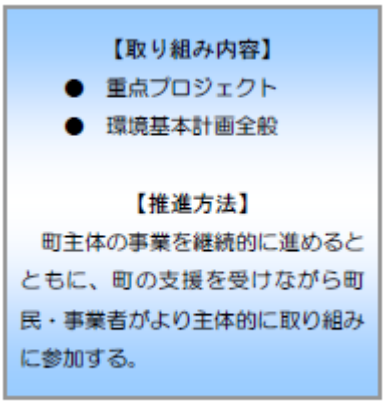

計画推進の考え方

(2) 推進体制

① 推進体制の枠組み

本計画の推進にあたっては、町民、事業者、町および民間団体が協同して取り組む必要があります。このため、下図に示すような枠組みで推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら本計画の効果的な推進を図ります。

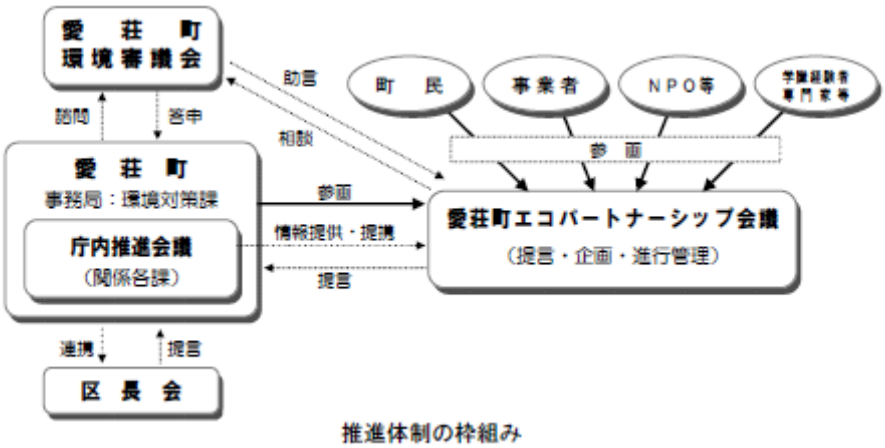

推進体制の枠組み

② 各組織の役割

● 愛荘町エコパートナーシップ会議

愛荘町エコパートナーシップ会議は、町民や事業者など20名程度から構成され、実践的な取り組みの企画・実施（各主体の実行計画づくりの支援や普及イベントの実施等）と各主体間の情報共有の場となります。

そして、愛荘町における環境保全関連の活動を積極的に進める役割を担ってい

くとともに、環境以外の他の住民グループと横の連携を図りながら計画の推進をリードしていきます。
また、町から計画の実施状況に関する年度報告を受け、計画の推進状況を点検し、是正処置等について町へ提言します。

● 庁内推進会議
庁内推進会議は、関係各課の代表で構成され、各課間の連絡調整、環境基本計画にかかげる施策の総合的な推進にあたります。

● 愛荘町環境審議会
町長から年度報告および愛荘町エコパートナーシップ会議の提言内容について諮問を受け、審議結果を答申します。この後、町は答申結果を踏まえて年次報告書を公表します。

● 区長会
区長会は、各地域における取り組みの普及を図るため、町を通じて愛荘町エコパートナーシップ会議との連携を図ります。

(3) 進行管理

① 進行管理の基本的な考え方
本計画に示した施策や配慮事項の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く町民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな処置を講じていく必要があります。
このことを踏まえ、本計画の進行は、下図に示す環境管理システムの基本的なサイクル（PDCA）に則った形で管理していくこととします。

② 進捗状況の把握と公表
上記のPDCAサイクルに基づき、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く町民に公表するとともに、効果を客観的に評価し改善点を見出して速やかな処置を講じていきます。

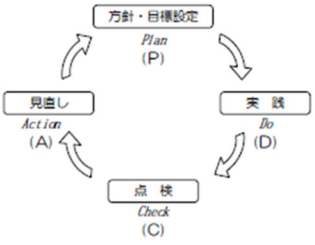

進行管理の基本的な考え方